

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別添「定期監査結果報告書（令和4年度前期定期監査）」のとおり公表します。

令和4年6月30日

三浦市監査委員 長 治 克 行  
三浦市監査委員 出 口 眞 琴

# 定期監査結果報告書

(令和4年度前期定期監査)

三浦市監査委員

- 1 監査の種別 地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査
- 2 監査の対象部課等  
経済部（もてなし課、農産課、海業水産課、市場管理事務所）、保健福祉部（福祉課、子ども課、健康づくり課、保険年金課、高齢介護課）  
なお、令和 4 年 4 月の所領事務の変更があった事務に関しては、変更前の部課等に対し監査を実施した。
- 3 監査の対象範囲  
令和 3 年度に執行した事務事業（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第 2 項の規定による事務の執行）
- 4 監査の実施期間 令和 4 年 4 月 18 日から令和 4 年 6 月 1 日まで
- 5 監査の実施場所  
三浦市役所第 2 分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課の執務室を含む）
- 6 監査実施上の着眼点
  - (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
  - (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
  - (3) 契約事務が適正に執行されているか。
  - (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
  - (5) その他財務に関する事務が適切に行われているか。
  - (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
  - (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。
- 7 重点監査項目
  - (1) 補助金交付事務
  - (2) 現金取扱事務
- 8 監査の実施内容
  - (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
  - (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
  - (3) 現金（釣銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを実査により確認を行った。
  - (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
  - (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

## 9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

( 以 上 )